

平成 28 年 10 月 11 日

「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について（概要）

1. 背景・経緯

- ・ 社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という）における診療報酬の審査について、レセプトの電子化がほぼ完了したにもかかわらず、紙レセプト時代と同様に、47 全都道府県に支部を置き、人手による非効率な業務運営が継続している。
- ・ この原因として、支払基金の ICT に関する知見不足、経営のガバナンス不全及び実質的な業務独占による競争原理の不在などがあり、過去数度にわたり支払基金に自己改革の機会が与えられてきたにもかかわらず、抜本的な構造改革に至っていなかった。
- ・ 規制改革会議の健康・医療ワーキング・グループ（以下、「健康・医療 WG」という）は、この問題に関して以下のとおり議論を重ね、ICT 活用による支払基金の都道府県事務所の廃止、審査の一元化などについて、「ゼロベース」での抜本的な改革を求めた。

＜本件に関する健康・医療 WG の取組＞

第 40 回（平成 27 年 11 月 26 日）	要望者（健康保険組合連合会）及び厚労省からヒアリング
第 41 回（平成 27 年 12 月 16 日）	関係者（支払基金）及び厚労省からヒアリング
第 42 回（平成 27 年 12 月 24 日）	関係者（日本医師会）及び厚労省からヒアリング
第 43 回（平成 28 年 1 月 21 日）	健康・医療 WG の主な意見の提示及び厚労省からヒアリング
第 45 回（平成 28 年 2 月 29 日）	論点整理の提示及び厚労省からヒアリング

2. 規制改革に関する答申及び規制改革実施計画

- ・ 規制改革会議は平成 28 年 5 月 19 日、それまでの健康・医療 WG における議論を踏まえ、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に係る規制改革項目を「規制改革に関する第 4 次答申」に盛り込み、内閣総理大臣に提出した。
- ・ 当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、平成 28 年 6 月 2 日に「規制改革実施計画」が閣議決定された。

＜規制改革実施計画の概要＞

（資料 2-2 ご参考）

（1）診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討

現在の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すための検討組織を設置する。

(実施時期)

検討組織の設置は措置済み、平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置

(2) 診療報酬の審査の在り方の見直し

社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICT の最大限の活用により人手を要する事務手続きを極小化し、業務の最大限の効率化、高精緻化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図る。

(実施時期)

平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置

(3) 組織・体制の在り方の見直し

医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。

(実施時期)

平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置

3. 措置状況

- 厚生労働省は本年 4 月、「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」(以下、「検討会」という)を設置した。規制改革会議の委員が同検討会に参画(金丸委員、林委員、森下委員)し、検討会においてプレゼンを実施するなど対応を行っている。(資料 2-3 ご参考)
- 検討会は、具体的な方策について集中的に検討を進めるため、以下のワーキング・グループ(以下、「WG」という)を設置することを決定し、現在各 WG にて検討を行っている。
 - ① 審査の効率化と審査における不合理な差異の解消について
 - ② 医療・介護のサービスの質を高めるためのデータ活用について

4. 今後の予定

- 本年秋季以降、上記の各 WG の検討結果を踏まえ、検討会にて、具体的な組織・体制も含め、審査支払機関の在り方について検討予定としている。

以上